

大情審答申第 449 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「公開条例」という。）第17条に基づき、大阪市長から平成29年6月2日付け大総務第e-37号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市水道局長（以下「実施機関」という。）が、平成29年1月26日付け大水総総第53号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成29年1月12日、公開条例第5条に基づき、実施機関に対し、「平成28年9月27日付大水東第40056号を寄せられました事について 1.（回答）組織として決定した事項であります。とあるが、その起案者、会議録、決裁書を開示してください。2.（回答）組織として決定した事項であります。とあるが、その起案者、会議録、決裁書を開示してください。」との旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件文書」という。）を保有していない理由を次のとおり付して、公開条例第10条第2項に基づき、本件決定を行った。

記

給水装置に係わる工事について、本市では、本市水道事業給水条例第12条第2項で、「施行する場合には、あらかじめ市の設計審査を受け、かつ、しゅん工後直ちに市の検査を受けなければならない。」と定めています。

また、同条例施行規程第15条第3項で、「しゅん工検査の範囲は、第1項の設計審査の範囲と同様とする。」と定め、同条第1項第1号で、設計審査の範囲は「配水管又は他の給水管との分岐点から給水栓まで。」と定めています。

一方、平成 28 年 9 月 27 日付け大水東第 40056 号で対象となっている工事ですが、設計審査の範囲が上記のとおり配水管の分岐点から給水栓であったにもかかわらず、本市職員が工事現場でしゅん工検査を行おうとしたところ、実際には配水管の分岐点から建物敷地境界付近までしか行われておらず、しゅん工していないことが明らかであったため、条例上の検査を行うことができなかったものであり、このことは、しゅん工検査合格後に交付する予定だったメータを交付することができなかったことも含め、本件の御社担当者に当日現場で伝えていきます。

このように、しゅん工検査を行うことができなかったためメータも交付することができなかったのは、本市が定めた本市水道事業給水条例及び同条例施行規程に基づくものであることから、平成 28 年 9 月 27 日付け大水東第 40056 号においても、「組織として決定した事項であります。」と回答したところです。

したがって、公開請求のあった 1 及び 2 に係る公文書は作成しておらず存在しないため、「不存在による非公開決定」としております。

3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 6 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 行政が組織として決定した事項であれば、大阪市条例、規程、規則に基づき、起案書、会議録、決裁書があり、公文書として大水東第 40056 号を発せられたと認識して当然である。開示すれば不都合が生じるため、故意に隠匿・毀棄していると思えてならない。
- 2 公開請求に至る経過では、質問書の経緯については何も述べられていないが、重要なのはその経緯が問題であり、審査請求人も条例及び施行規程は承知している。分岐立会担当者〇〇氏は、分岐立会時に給水装置竣工報告書と引替にメータを渡すように水道局〇〇氏に言われた、とある。

審査請求人は、そのことに対して回答を求めたところ、組織として決定した事項であるとの回答である。

処分庁の判断では、メータを交付しなかったのは実際には配水管から敷地付近までしか工事が行われておらず、竣工検査ができないから条例どおりメータ不交付とあるが、全く事の事実をすり替えている。

工事ができていないからメータ不交付ではなく、給水装置竣工報告書を提出しないから不交付という行為に対して、組織として決定したのであるから条例を持ち出すのはおかしい。行政として組織として決定したとあるから、その書類を出されたい。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 給水装置工事について

本市では、給水装置工事（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 11 号の「給水装置工事」をいう。）は、大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号。以下「給水条例」という。）第 12 条第 1 項に規定されているとおり、市又は指定給水装置工事事業者が施行することとなっている。また、給水条例第 12 条第 2 項でそのうち指定給水装置工事事業者が施行する場合には、あらかじめ設計審査を受けるとともに、しゅん工後直ちにしゅん工検査を受けなければならないと定められている。このうち、設計審査では設計図面により当該給水装置工事によって設置される給水装置の構造及び材質が給水条例第 10 条第 1 項によって引用される水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条に規定する基準に適合するものであるか否かを確認し、しゅん工検査では、しゅん工後に実際に設置された給水装置が同様に基準に適合するか否かを確認するものである。これらの検査の結果、当該給水装置が基準に適合することが確認された場合に給水契約の申込みが認められ、それにより市のメータが貸与されるものである。

2 審査請求人の質問書及び回答書について

平成 28 年 8 月 10 日付けで、指定給水装置工事事業者である審査請求人から実施機関へ、道路部分にある配水管の分岐部分から建物内部の給水栓までの範囲について、設計審査に必要な設計図面の提出があったため、実施機関は同月 25 日付けで設計図面の承認を行った。

その後、平成 28 年 9 月 14 日に、審査請求人から依頼を受けて実施機関の職員が本件工事現場に行き、設計審査の際に使用した設計図面を基にしゅん工状況の確認（以下「本件しゅん工状況確認」という。）を行おうとしたところ、設計図面のとおりしゅん工していなかったため、給水条例上のしゅん工検査が行えず、水道メータを貸与（交付）しなかった。

平成 28 年 9 月 15 日付けで、審査請求人から、「1. 今回メータ出庫しない行為は、誰が決定したのか、決定者の名前を回答して下さい。2. 分岐立会時に給水装置竣工報告書と引替にメータを渡すことを指示したのは、〇〇氏に聞くと〇〇氏に指示されたと言っているが、〇〇氏に指示したのは誰か名前を回答して下さい。」という質問書（以下「本件質問書」という。）が送付されたため、平成 28 年 9 月 27 日付けで、実施機関は本件質問書の 1 及び 2 に対し、いずれも「組織として決定した事項であります。」という旨の回答書（大水東第 40056 号）を作成し、審査請求人へ郵送した。

3 本件決定の理由

審査請求人が公開請求により請求した文書は、「今回メータ出庫しない行為」を組織として決定した際の起案者、会議の会議録、決裁書である。

「組織として決定した」であるが、前記第 2 の 2 にもあるように、しゅん工検査を行うことができず、メータを交付しなかったのは、実際には配水管の分岐点から建物敷地境界付近までしか工事が行われておらず、しゅん工していないことが明らかであ

ったため、しゅん工検査そのものに至らず、合否判定もできなかったものであり、本市が定めた給水条例及び同条例施行規程の条文に基づく当然の結果であることから、「組織として決定した事項であります。」と回答したものである。

したがって、本件のメータ不交付を決定するのに、会議を開催したり決裁を起案したりする必要がないため、実際にもこうした会議や決裁は行っておらず、請求文書は作成していないため存在しない。

なお、審査請求人に対しては、平成29年2月8日に、本件決定に係る公開の実施を行った際に、面談にて本件決定を行った理由についての説明を行っている。

また、給水条例及び同条例施行規程については一般公開されている。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

公開条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明義務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、公開条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 本件文書について

本件文書は、本件しゅん工状況確認において、水道メータを交付しないこと及び給水装置竣工報告書と引き換えに水道メータを交付すると指示したことを実施機関が「組織として決定」するに際しての会議録や決裁文書である。

3 争点

審査請求人は、組織として決定したことであれば本件文書があるはずであると主張している。

これに対し、実施機関は、本件文書をそもそも作成しておらず、存在しないと主張している。

したがって、本件審査請求における争点は、本件文書の存否である。

4 本件文書の存否について

実施機関によれば、承認を受けていた設計図面が配水管の分岐点から建物しゅん工後の建物内部の給水栓までであるのに対し、本件しゅん工状況確認の時点では、給水管は配水管の分岐点から建物敷地境界付近までしか布設されておらず、建物についても基礎部分しか工事が行われていない状況であり、設計図面のとおりしゅん工していないことが明らかであったため、しゅん工検査ができなかったとのことである。

また、実施機関の作成する「給水装置工事設計施行ガイドブック」によれば、給水装置竣工報告書の提出時期は工事申込施行承認を受けた上で内部工事施行が完了した段階で提出する「しゅん工届」の提出時とするとともに「申込受付時に事前確認を行う。」としており、少なくとも給水装置竣工報告書はしゅん工検査に先立ち提出される

書類であることが認められる。

したがって、本件しゅん工状況確認において、水道メータを交付しないこと及び給水装置竣工報告書と引き換えに水道メータを交付するという指示について、会議を開催したり決裁を起案したりする必要がないため本件文書を作成しておらず実際に存在しないとする実施機関の主張に、特段、不自然不合理な点は認められない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなふ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成29年度諮問受理第3号

年 月 日	経 過
平成29年6月2日	諮問書及び実施機関からの意見書の受理
平成29年6月22日	審査請求人からの意見書の收受
平成29年7月10日	調査審議
平成29年9月8日	調査審議 (実施機関の陳述)
平成29年12月8日	調査審議
平成30年1月12日	調査審議 (審査請求人の口頭意見陳述)
平成30年2月9日	調査審議
平成30年3月2日	調査審議
平成30年4月11日	調査審議
平成30年5月11日	調査審議
平成30年6月29日	答申